

令和7年12月25日

令和7年12月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和7年12月25日（木）午後1時30分から午後2時15分
- 2 開催場所 石井町役場2階 大会議室
- 3 出席委員 （13人）

会長	1番	田幡	裕
委員	2番	久米	基敬
	3番	岩本	達也
	5番	吉浦	武夫
	6番	山口	裕美
	7番	上田	敏雄
	8番	藤井	利夫
	9番	綱木	厚夫
	10番	栗内	千恵美
	11番	廣瀬	茂晴
	12番	上田	武志
	13番	近久	光雄
	14番	大西	佐知子

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第42号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について
- 議案第43号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について
- 議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 報告第25号 農地法第18条の規定による通知について
- 報告第26号 農用地利用集積計画の合意解約について

局長 ただいまより令和7年12月石井町農業委員会総会を開会いたします。
田幡会長、ご挨拶をお願いいたします。

（会長あいさつ）

局長 本日、4番、阿部委員より欠席の旨通告がありましたので、報告いたします。
出席委員は、14名中13名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は田幡会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。
はじめに、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。
石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。
私のほうから指名させていただいてよろしいか。
(異議なしの声あり)
それでは、議事録署名委員は9番、綱木委員、10番、桑内委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。
議案第42号、農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。議案第42号、農用地利用集積等促進計画(案)の決定について説明いたします。
石井町長より、令和7年12月15日付けで農業委員会に対して農用地利用集積等促進計画の諮問を求められたものです。農地中間管理権の新規が29件、更新が0件で、計29件、62筆、53,629㎡となっております。
個々の計画につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。
以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
なお、藤井会長職務代理者が本議案の14番において賃借権の設定等を受ける者となっております。
つきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の対象となりますので、議案審議終了まで退席願います。

(藤井会長職務代理者退席)

議 長 それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
議案第42号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第42号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第42号の審議が終わりましたので、藤井会長職務代理者に着席願います。

(藤井会長職務代理者着席)

議 長 次に、議案第43号、農用地利用集積等促進計画作成の要請について、事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案第43号、農用地利用集積等促進計画作成の要請について説明いたします。
このことについては、地域計画外の農地における農地中間管理権の設定にあたり、農業委員会が公益財団法人徳島県農業開発公社代表理事に対して農用地利用集積等促進計画作成の要請を行うものです。
農地中間管理権の新規9件、21筆、8,890㎡です。
個々の計画につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。
以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
議案第43号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第43号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第44号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請は4件です。
(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号171から174については、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。

以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

それでは、受付番号171について、浦庄字下浦の担当であります5番、吉浦委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

5 番 議案第44号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号171について説明いたします。

12月16日に岩本委員と私の2名で申請地に出向き、代理人である行政書士の立ち会いのもと、現地確認および聞き取りによる調査を行いました。

申請地は、浦庄字下浦〇〇〇番〇、登記及び現況地目が畑、有償移転、42㎡、譲渡人〇〇氏、譲受人〇〇氏です。

譲渡人が県外に居住しており農地を処分したいと考えていたことから、譲受人と話がまとまり本申請に至ったとのことです。

譲受人は、農業経営の経験はありませんが、農業技術修学歴2年であります。

申請地では、野菜を栽培する計画です。農機具は、リースの予定です。農作業には、夫婦で年間150日従事するとのことです。

周辺農地との関係においては、被害や影響が無いよう耕作するとのことです。

よって、許可相当と考えますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)

それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

受付番号171について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号171は原案のとおり決定いたしました。

議長 続きまして、受付番号172について、石井字重松の担当であります2番、久米委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

2番 議案第44号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号172について説明いたします。

12月18日に田幡会長と私の2名で申請地に出向き、代理人である行政書士の立ち会いのもと、現地確認および聞き取りによる調査を行いました。

申請地では石井字重松〇〇〇番〇、登記及び現況地目は田です。北側の町道のほか、南側と東側が道に接し、西側には住宅が存在します。土地の形状は、ほぼ長方形に整っており、耕耘された状態です。

譲受人は実家の農業を5年ほど手伝ったことや近年の米価の状況から農業に興味を持ち、重松地区の〇〇氏の紹介を受けて、本申請に至ったとのことです。

なお、〇〇氏から稲作に必要な農機具をリースするとともに、その操作や作物栽培の指導もしていただく計画です。

また、永続的に稲作などの栽培を続けたいとのことで、譲受人の意欲、農業指導者の存在から適切な農地管理が継続されると考えられます。

よって、許可相当と判断されますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)

それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

受付番号172について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号172は原案のとおり決定いたしました。

議長 続きまして、受付番号173について、浦庄字国実の担当であります阿部委員が欠席しておりますので、5番、吉浦委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

5 番 議案第44号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号173について説明いたします。

12月16日に岩本委員と私の2名で申請地に出向き、譲受人の立ち会いのもと、現地確認および聞き取りによる調査を行いました。

申請地は、浦庄字国実〇〇〇番〇、登記及び現況地目が田、有償移転、537㎡、譲渡人〇〇氏、譲受人〇〇氏です。

譲受人が経営面積を増やしたい意向から申請地を譲り受けたいと希望し、譲渡受人と話がまとまり本申請に至ったとのことです。

譲受人は、県外に住所をおいておりますが、数年前から浦庄字大万で居住し、水稻と蔬菜の栽培を行っております。

現在の農業経営面積は、〇〇〇〇㎡で、許可後は〇〇〇〇㎡になり、水稻を栽培するとのことです。

農作業には、譲受人が年間150日従事するとのことです。

譲受人が大万に居住していることについては、担当地区の民生委員の証明書が提出されております。

農機具はトラクター、耕うん機、田植機、トラクターなどを所有しております。

よって、許可相当と考えますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

(13番、近久委員挙手)

13番 譲受人は県外の方で、現状は石井町内に居住とのことですが、どのような状況で農作物の栽培をされているのか詳細に説明願います。

事務局 譲受人は浦庄字大万〇〇〇番〇に実家があり、石井町在住中は実家で居住しております。ここに置いてある農機具で水稻などを栽培しており、地元で耕作者として認知されています。

県外の住所地には必要時に帰っているとのことですが、農作物の栽培実績から農作業従事要件には問題ないと考えられます。

議 長 ほかにご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見無し)

それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

受付番号173について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号173は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号174について、藍畑字高畑東の担当であります葉内委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

10番 議案第44号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号174について説明いたします。

12月17日に廣瀬委員と私の2名で申請地に出向き、譲受人の立ち会いのもと、現地確認および聞き取りによる調査を行いました。

申請地は譲受人の自宅から約5分の位置にあり、堆肥置場も譲受人から譲り受けて使用します。

譲渡人は経営規模を縮小したいと希望しており、規模拡大を望む譲受人と協議した結果、本申請に至ったとのことです。

譲受人は牛を飼育していることから、主に牧草を栽培しております。申請地では自家消費野菜を栽培するとのことです。農作業従事歴は〇〇で、耕作に必要な農機具を所有しております。

よって、許可において問題は無いと思われますので、審議のほどよろしく願いします。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号174について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号174は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。
報告第25号 農地法第18条の規定による通知については、1件受理しました。
報告第26号 農用地利用集積計画の合意解約については、1件受理しました。
報告事項の説明については以上です。

議 長 ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
（発言なし）

議 長 よろしいですか。特に発言がないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

議 長 以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。
それでは只今をもちまして、令和7年12月石井町農業委員会総会を閉会いたしたいと思っております。慎重審議ありがとうございました。